

京都府公報

号外 第27号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

監 査 委 員	ページ
包括外部監査結果の公表	1

監 査 委 員

22年監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人土江田雅史から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年4月27日

京都府監査委員	千 歳 利三郎
同	武 田 祥 夫
同	道 林 邦 彦
同	村 山 佳 也

平成21年度京都府包括外部監査報告書

平成22年3月18日

京都府包括外部監査人
公認会計士 土江田 雅史

平成21年度京都府包括外部監査

監査テーマ

- 「商工関連試験研究機関等の成果と課題について」
- 「府民利用施設の運営について」

目 次

監査テーマ(1)

「商工関連試験研究機関等の成果と課題について」

第1 外部監査の概要	4
1 外部監査の種類	4
2 外部監査のテーマ	4
2.1. 選定したテーマ	4
2.2. テーマの選定理由	4
3 外部監査の実施期間	4
4 外部監査の方法	4

4.1.監査の要点（監査の着眼点）	4
4.2.主な監査手続	4
4.3.往査の実施状況	5
5 包括外部監査人および補助者の氏名・資格	5
5.1.包括外部監査人	5
5.2.外部監査補助者	6
6 利害関係	6
第2 京都府中小企業技術センター	6
1 概要	6
1.1.設立目的・根拠条例等	6
1.2.沿革	6
1.3.組織	7
1.4.施設の概要と所在地	7
1.5.主な業務内容	7
1.6.収支の状況	12
2 収入事務	13
2.1.依頼試験・機器貸付の状況	13
2.2.手数料について	14
3 支出事務	15
3.1.委託契約事務の推移	15
3.2.随意契約の方法を採用した委託契約について	19
3.3.予定価格と契約価格の一致	21
3.4.複数見積書の徴取	22
3.5.特殊勤務手当の支給について	23
4 物品管理	23
4.1.備品等の現物確認	23
4.2.機器稼働状況	28
4.3.機器購入プロセス	38
5 利用者アンケート結果について	39
6 試験研究	40
6.1.研究開発等の現状	40
6.2.組織体制・人員体制および人事	40
6.3.ニーズに即した研究テーマの設定等	41
6.4.特許保有・管理の状況	42
7 中技センの今後の目標および課題	44
7.1.懇談会での要望	44
7.2.研究開発業務遂行能力の向上への期待	45
第3 京都府織物・機械金属振興センター	46
1 概要	46
1.1.設立目的・根拠条例等	46
1.2.沿革	46
1.3.組織	47
1.4.施設の概要と所在地	47
1.5.主な業務内容	47
1.6.収支の状況	50
2 収入事務	51
2.1.依頼試験・機器貸付の状況	51
2.2.手数料について	51
3 支出事務	51
3.1.契約事務の推移	51
3.2.随意契約の方法を採用した契約	52
3.3.予定価格と契約価格の一致	52
3.4.見積書が1件しかないものについて	52

3.5.特殊勤務手当の支給について	52
4 物品管理	52
4.1.備品等の現物確認	52
4.2.機器稼働状況	53
4.3.毒劇物の管理状況について	54
4.4.保有機器の一元管理について	54
4.5.機器利用状況の管理について	55
第4 財団法人京都産業21	55
1 概要	55
1.1.設立目的・根拠条例等	55
1.2.沿革	55
1.3.組織	56
1.4.施設の概要と所在地	56
1.5.主な業務内容	57
1.6.決算の状況	59
2 管理体制について	60
3 会計上の問題点	61
3.1.決算書関連	61
3.2.貸倒引当金の設定不足	61
4 公益法人制度改革	64
4.1.公益法人制度改革への対応	64
4.2.理事の理事会出席	64
4.3.会計処理上の対応	64
5 支出事務	64
5.1.契約事務の推移	64
5.2.随意契約の方法を採用した契約	67
5.3.予定価格についての定めがないことについて	69
5.4.見積書が1件しかないものについて	69
6 物品管理	69
6.1.備品等の現物確認	69
6.2.機器稼働状況の確認について(北部支援センター)	70
7 小規模企業者等設備貸与制度について	72
7.1.設備貸与事業の概要	72
7.2.損失補償の状況	75
7.3.平成20年度の申込利用状況	75
7.4.年度別比較および地域別実績	76
7.5.事務手続について	80
7.6.審査議事録の整備	80
7.7.物件にかかる損害保険	80
7.8.未収債権の状況	81
7.9.設備貸与事業総括	82
8 会員制度	83
8.1.会員制度の概要	83
8.2.会員制度の課題	85
9 補助金事業等	85
9.1.平成20年度補助金の概要	85
9.2.平成20年度主な受託金事業の概要	86
9.3.平成20年度ファンド(基金)事業の概要	86
9.4.補助金等事業総括	89
9.5.補助金等について	90
10 寒冷地手当の規程改定	97
第5 社団法人京都経営・技術研究会(KMT)	97
1 概要	97

1.1.概要	97
1.2.沿革	99
1.3.組織	101
1.4.事業	102
1.5.KMTの特徴	102
1.6.事業の概要	103
1.7.イベント	103
1.8.機関誌「経営 & 技術」	104
1.9.平成20年度収支計算書	105
2 意見	107
2.1.定款違反行為	107
2.2.不適切な支出予算の執行	107
第6 結びに	108

(注) 報告書本文中で用いている表中の数値については、四捨五入等の関係で合計が一致しない場合がある。

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項および京都府外部監査契約に基づく監査に関する条例の規定に基づく包括外部監査

2 外部監査のテーマ(地方自治法第252条の37第1項にいう特定の事件)

2.1.選定したテーマ

商工関連試験研究機関等の成果と課題について

2.2.テーマの選定理由

京都府においては、保健福祉、商工、農林水産の各所管のもとに各種試験研究機関が設置され、それぞれの専門分野での試験研究が行われているが、その成果がどのような形で府民に還元されているのか、なかなか見えてこない部分がある。

とりわけ商工関連においては、今日の成熟したわが国経済社会において、新技術・新製品の開発や試験研究は欠くことのできない存在である。特に、大きな成長が困難な状況が続いているため、より付加価値の高いものが求められている。このような社会情勢のもと、府民のニーズに合った試験研究がなされているかを検証する必要があると思料し、本テーマを選定した。

3 外部監査の実施期間

平成21年6月9日から平成22年3月1日まで

なお、監査対象期間は、原則として平成20年度とするが、必要に応じて過年度にも遡及するとともに、平成21年度以降の予算等についても言及していることを申し添える。

4 外部監査の方法

4.1.監査の要点(監査の着眼点)

収納事務が関係法令、規則等に準拠しているか

支出事務が関係法令、規則等に準拠しているか

請負、委託契約に関する事務が関係法令、規則等に準拠しているか

研究用設備・機器の管理が諸規程に準拠して適正に実施されているか

試験研究内容は、社会情勢の変化や府民のニーズを反映して適切に見直され、その成果は地域産業に有益に還元されているか

特許等知的財産権も含めた財産の管理は適切に行われているか

運営や事業は効果的・効率的なものとなっているか

4.2.主な監査手続

関係書類の閲覧

所管部署である商工労働観光部等より各種関係書類や資料の提供を受けるとともに、これらの通査・閲覧を通して商工関連試験研究機関等の置かれている状況の理解を深めるとともに、問題点等の検出に努めた。

関係者への質問

関係書類等を通じた理解のみでは不十分な点については、所管部署である商工労働観光部等の担当者に対して直接質問をし、回答を得るといった形で監査を進めた。

試験研究機関等の現場視察

監査の要諦は「現場確認」にあるといわれるように、監査対象となっている現場の視察は何よりも重要な監査手続であると理解している。南北に長く展開する京都府の地理的条件から、監査対象となった試験研究機関等も各地に点在しているが、主要な試験研究機関等に臨場して、その概要を把握するとともに、現場責任者に対する質問等を積極的に行い、その状況把握に努めるとともに問題点の検出に注力した。

上記の手続を通じて検出された問題点についての改善策の検討

監査の主目的が問題点の検出にあることは言うまでもなく、これは監査の批判的機能と説明されることが多く、監査の本源的機能である。しかし、監査の機能はそれに留まるものではなく、検出された問題点をどのように改善すべきかという提案・提言等を行うことも重要な役割である。それは監査の指導的機能ともいわれているが、こうした機能にも留意しつつ、可能な限り改善策についての検討を加え、積極的な提案・提言に繋げられるよう努力した。

4.3. 往査の実施状況

上記4.2. でも述べたとおり、外部監査の実施にあたっては所管部署である商工労働観光部におけるヒアリングのみならず、実際に試験研究機関等に赴いて、文字どおり最前線における試験研究機関等の運営状況を把握することに努めた。さらに、中丹や丹後の関係機関へも出向いて現場の生の声を聴取することに心掛けた。

なお、この往査の状況は以下のとおりである。

往査実施対象試験研究機関等		往査実施日	往査担当者
試験研究機関	京都府織物・機械金属振興センター	平成 21 年 9 月 3 日	包括外部監査人 および外部監査補助者 4 名
	京都府中小企業技術センター	平成 21 年 9 月 25 日	外部監査補助者 4 名
		平成 21 年 11 月 19 日	包括外部監査人 および外部監査補助者 4 名
	京都府中小企業技術センター 中丹技術支援室	平成 21 年 9 月 2 日	外部監査補助者 4 名
関連機関	財団法人京都産業 21	平成 21 年 9 月 25 日	外部監査補助者 4 名
		平成 21 年 11 月 19 日	包括外部監査人 および外部監査補助者 4 名
	財団法人京都産業 21 北部支援センター	平成 21 年 9 月 2 日	外部監査補助者 4 名

5 包括外部監査人および補助者の氏名・資格

5.1. 包括外部監査人

公認会計士・税理士 土江田 雅 史

5.2. 包括外部監査補助者

税 理 士 居 林 順 二

公 認 会 計 士 岡 本 宗 一

公認会計士・税理士 佐 藤 克 美

公 認 会 計 士 堀 田 喜代司

(五十音順)

6 利害関係

京都府と包括外部監査人ならびに補助者との間には、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 京都府中小企業技術センター

1 概要

1.1. 設立目的・根拠条例等

京都府中小企業技術センター（以下「中技セン」という。）は京都府組織規程第91条により設置されており、府内における中小企業の振興発展を図ることを目的として、以下の業務を行うこととされている。

産業技術支援の総括に関すること

産業技術の調査、分析および情報提供に関すること

産学公連携推進に関すること

産業デザインの相談および支援に関すること

機械設計・加工、材料・機能評価、化学・環境、電気・電子、情報、食品・バイオおよび表面・微細加工の試験、分析、測定、検査、技術相談、技術支援、研究、開発および普及に関すること

関西文化学術研究都市立地研究機関との共同研究および技術移転に関すること

その他産業の振興発展に関すること

1.2. 沿革

昭和21年 京都市下京区西七条名倉町に京都府立機械工業指導所が開設され、旧京都府立機械工養成所の全職員と全施設がこれに引き継がれた

昭和25年 京都府立産業能率研究所の設立

昭和37年 機械工業指導所と産業能率研究所を統合し、京都府立中小企業指導所を設置（それぞれ経営指導部、技術指導部となる）

昭和41年 名称を京都府立中小企業総合指導所に変更

平成元年 京都リサーチパーク内に移転。名称を京都府中小企業総合センターに変更

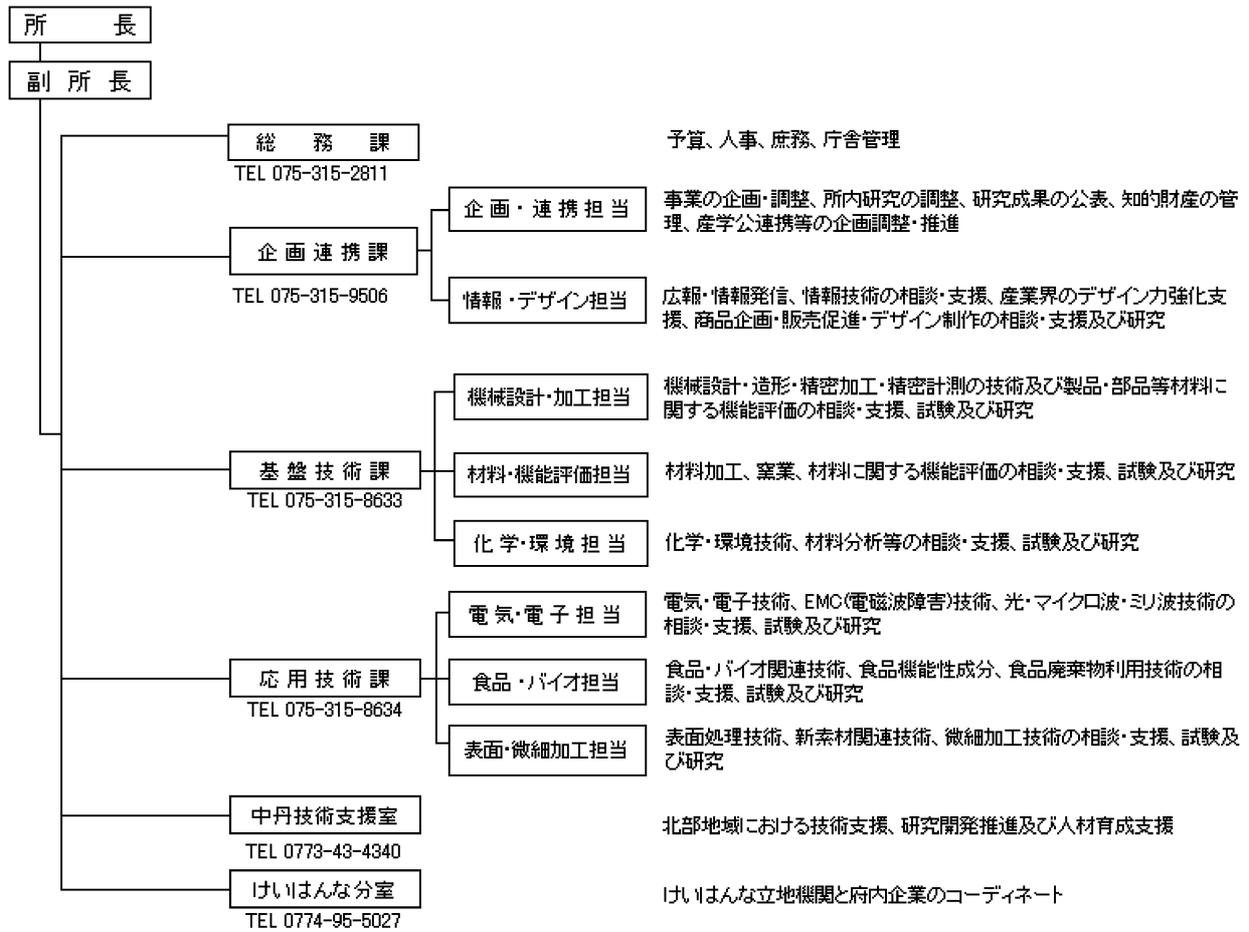
平成13年 組織変更（経営・技術各部門を機能別に再編、けいはんな分室を設置）

平成17年 組織変更（経営部門を（財）京都産業21に移管し、名称を京都府中小企業技術センターに変更し、技術支援に特化）

平成19年 組織変更（北部産業技術センター・綾部に中丹技術支援室を設置）

平成20年 組織変更（部制を廃止し、4課2室に変更）

1.3.組織



(中技センの Web サイトより抜粋)

1.4.施設の概要と所在地

1.4.1.本所

所在地 京都市下京区中堂寺南町134 (七本松五条下ル 京都市リサーチパーク内)

土地 1,380.20㎡

建物 7,296.23㎡ (延床面積) (平成元年 8月竣工、平成13年12月増築)

本館 延べ6,175.17㎡
鉄骨・鉄筋コンクリート地下1階、地上5階

研究交流棟 1,121.06㎡
鉄骨・鉄筋コンクリート2階建のうち1階部分

設備・機器 約200機種

1.4.2.中丹技術支援室

所在地 京都府綾部市青野町西馬場下38-1

土地 1,624㎡

建物 937㎡ (延床面積) 研修・事務棟、機械加工棟、研究・解析棟

設備・機器 約90機種

1.4.3.けいはんな分室

所在地 京都府相楽郡精華町光台1丁目7

けいはんなプラザラボ棟3階 けいはんな新産業創出・交流センター内

1.5.主な業務内容

1.5.1.技術支援

急速な産業構造変化の中で、中小企業が自らの「強み」を再認識し、これを生かして力強く活動できるよう、自社だけでは対応が困難な技術開発等に関する支援を行うとともに、各種固有技術の相談や技術的裏付けをとる依頼試験、機器貸付による開発支援、企業等の要請に応じた研究者養成を行っている。

技術相談・技術指導

一般技術相談

新製品開発、品質管理、技術改善、研究開発等、中小企業が抱える技術に関する様々な悩みや課題について、中技セン職員によるアドバイスおよび情報提供等を実施

現地技術相談

中小企業の新製品開発、品質管理、技術改善、研究開発等の技術課題について、中技セン職員が現地に赴き、アドバイスをを行う

インターネットによる技術相談

中小企業の多様化する諸課題に的確に対応するため、インターネットによる技術に関する相談を行う

特別技術指導員等による指導（ハイテク技術巡回指導事業）

中小企業が創造的・先駆的な技術開発や製品開発等に取り組む中で起こる様々な技術的課題を解決するために、京都府中小企業特別技術指導員・大学教授等の専門家と技術職員により、助言・指導を行う

依頼試験・機器の貸付制度

依頼試験

中小企業等の技術開発・製品開発の促進や品質向上を支援するため、依頼により材料・部品・製品等を預かり、性能や品質、精度等について CNC 三次元座標測定機、マイクロ X 線光電子分析装置、電子線マイクロアナライザ、電磁波測定システム、光コンポーネントアナライザシステム、マイクロ波ミリ波ネットワークアナライザシステム等を用いて高精度な測定・試験・分析を実施するとともに、必要な技術指導を行う

機器貸付の推進

中小企業における技術開発・研究開発・品質改善等を促進するため、中小企業の方々が自ら操作して試験・評価が行えるように、高度な設備も含めて貸付制度により試験研究用機器を開放する

1.5.2.人材育成

急速に進歩する技術動向等を中小企業が的確に把握し、技術革新等に役立てるため、環境や情報化に関するトピックス等も含めて、平成20年度において技術の各分野における各種研究会、セミナー、講習会等を開催している。

研究会・セミナー等の開催

ものづくり人材技術力向上支援

景気が低迷している時期にこそ自社の経営、事業を見直し、自社の強みを活かし、次代の事業展開を戦略的に考えた「技術力」を育成することが求められる。

そこで、従業員の技術をレベルアップさせ、景気回復時の新たな展開への対応や、更なる技術力向上への対応を図るとともに、緊急雇用安定助成金制度の対象となる教育訓練としても活用できる技術研修を開催

三次元 CAD/CAM の業界普及（ものづくり支援強化事業）

ものづくり、受発注等の要となりつつある三次元 CAD/CAM の重要性に対する認識を高めるために、技術研修等を通じて普及啓発を実施

京都品質工学研究会

生産技術力向上及び新製品の開発のスピードアップを推進するために、効率的な技術開発手法である品質工学等の普及を実施

会員企業における実際の技術課題への品質工学の適用研究や、品質工学の成功事例の学習等を実施し、具体的な課題について、実験計画の検討や結果の評価を実施

京都陶磁器釉薬研究会

京焼・清水焼業界の技術者等を主対象に、新規釉薬（ファイングレース）の開発力の増強支援を主な目的として、「陶磁器（セラミックス）における釉薬理論と実際」を総括テーマとして、「官立陶磁器試験所・名工試の釉薬」「無鉛工芸用ガラス」「陶磁器現象学から陶磁器科学へ」「最新上絵具研究」「陶磁器釉薬の色調と窯内雰囲気」等を副テーマに研究会を開催

新素材・加工技術セミナー

ものづくり技術開発の高度化を促進するため、「焼結部品・粉末冶金」をテーマに、最先端技術シーズや研究の最前線を紹介するセミナーを開催

環境分析技術研究会

環境計量証明事業所の分析技術の向上を図るため、共同分析実験を実施し、分析結果の検討・評価を実施

情報技術支援セミナー

中小企業の情報化を支援するために、社団法人京都府情報産業協会と連携し、最新技術・動向に関するセミナーを

開催

食品・バイオ技術研究会

食品に関わる様々な技術的課題やバイオテクノロジー技術の応用について、様々な角度からの検討と情報交換（講習会、見学会）を実施

表面処理技術研究会

めっきをはじめとする表面処理業界は、周辺諸国との競合の中でプロセス革新や新規市場の開拓に取り組むと同時に近年の環境規制に対する早急な対応が必要である。こうしたことから、中技センの新技术である機能性めっきに関する研究成果と評価技術としての表面物性評価に関する研究成果を府内めっき業界の若手技術者に紹介し、更に、京都府鍍金工業組合青年部鍍秀会との共催により京都大学教員による排水処理技術に関する講演を実施する内容で研究会を開催

表面処理技術講習会

工場排水や製品に関連する有害物質等に関する国内外の規制強化に適切に対応し、環境保全や省資源に資することを目的として、府内めっき企業の巡回指導結果に基づきめっき工程や排水処理工程の改善に関する情報提供を行うとともに、京都府鍍金工業組合との共催により環境対応型塩化亜鉛めっきシステムと精密ろ過膜を利用した新しい排水処理技術などに関する講習会を開催

マイクロ・ナノ融合加工技術研究会

半導体加工や精密機械加工分野における最新の微細加工技術、更には圧力センサーへの応用等、幅広い分野の情報提供を行い、シーズ発信と参加企業の固有技術の融合の場の提供を目的に、年4回の研究会を開催

次世代型統合医療を支援するシステムとデザインに関する研究会

予防医学や相補代替医療を含む統合医療の考えを生活の中に取り入れるために、医学、社会、生活、ものづくりを総合的に調整していくものとして、「デザイン」を切り口に、現代社会に適合し、個人のライフスタイルにあった提案を考え、それを支援するシステムや商品のあり方を考えることを目的に研究会を開催

新工芸研究会

日本文化のミュージアムである京都の奥深さを学べること、奥深さを体験できること、文化の連続性を保持していることの3つを重視した「京都ミュージアムコンセプト」を基本理念として、産学公連携のもと新たな京都工芸の創造につながる研究を推進するため、毎月1回例会を開催

DVD-Video 制作研究会

DVD-Video 制作に関連する会員を対象に、オーサリング、ツール、各種システムを用いた制作技術研究等についてメーリングリストを活用した情報交換を中心に、ホームページによる情報発信を実施

京都実装技術・信頼性研究会

昭和62年の発足以来、電子機器の生産に深く係わる基盤技術としての接合・実装技術を中心に、環境問題から新製品開発まで時宜に応じて関係業界の技術水準の向上に努めている。有害物質規制（RoHS）で2006年7月1日に電気電子機器中の鉛の使用が禁止されたため、20年度も、鉛フリー生産工程標準化のグループ研究等、鉛フリーはんだ対応を重点課題に取り組んだ。また、併せてCAE技術導入の取組を実施

中小企業の技術者等の養成

京都ものづくり若手リーダー育成塾

次代を担う府内企業の若手技術者リーダーを創出するため、独自技術・製品開発に向けた企画力・開発力のスキルアップと、ものづくりには欠かすことができない企業間連携のためのコミュニケーションの場となる、実習、実践を重視した「京都ものづくり若手リーダー育成塾」を開催

新規導入機器講習会

財団法人 JKA から競輪の補助金を受けて導入したフーリエ変換赤外分光光度計について、中小企業者に広く周知を図り、製品開発や品質管理に資するため、講習会を開催

製品開発支援セミナーによる技術者養成（機器開放実務講習事業）

新製品・新技术開発に利用できる各種の分析・加工機器等を中小企業が積極的に活用できるように、機器の解説と取扱実習を中心としたセミナーを開催

受託研究生、実習生の受入れ・指導

中小企業の技術者等の研究・開発能力の向上を図るため、企業等の委託に応じ、技術者を中技センに受入れ、技術の指導を実施

溶接技術指導事業

ものづくりの基盤技術の一つである溶接技術を、京都において一層レベルアップするために京都府溶接技術競技会の支援を実施

中丹技術支援室での取組

加工技術研究会（基礎コース）

北部地域におけるものづくり基盤技術の向上を目的に、初心者等を対象とした研究会を開催

加工技術研究会（3Dものづくりコース）

「3Dプリンター」や「三次元切削モデリングシステム」の機能の良さ・素晴らしさを知り、体験することで、試作開発に役立てることを目的に研究会を開催

製品開発企画研究会

中丹地域を中心としたものづくり企業の製品開発企画力の向上を図るため、地域の資源を活用し、環境・健康・農工商連携等の分野について、会員内グループで設定した開発テーマをコーディネーター指導のもと新事業プランを策定し、実践的な研究開発企画能力向上の取組を実施

北部ものづくり支援技術入門セミナー

今後のものづくり企業の技術力向上に十分活用できるよう、分野ごとの技術の概要と最近の技術動向をわかりやすく紹介するセミナーを開催

北部ものづくり支援機器操作セミナー

各分野の技術の概要を学ぶ入門セミナー、加工技術研究会（基礎コース）に続き、実際に機器を活用するための機器操作セミナーを開催

1.5.3. 研究開発

企業や大学と中技セン職員による共同研究および業界ニーズに基づく開発研究を中心に行い、実用化を進めるとともに、その成果を広く公開し、中小企業の技術振興を図っている。

平成20年度の実施分は、以下のとおりである。

新材料・表面加工分野

人に優しい環境に優しい次世代医療材料の開発（ ）

低融機能性無鉛フリットカラーの研究（ ）

高化学的耐久性上絵具の混色および超耐酸化について

新排水基準に適した垂鉛排水処理施設の改善に関する研究

垂鉛めっきの機能性向上に関する研究（ ）

XPS 分析における表面粗さが分析結果に与える影響について

ペロブスカイト型化合物微粒子粉体の物理的・化学的特性評価

X 線を用いた工業材料の状態別測定性・定量の利用に関する研究

機械・電気・電子分野

環境負荷低減型高速線引き用ローラダイスの開発

ローコスト EMC 対策技法に関する研究

食品・バイオ分野

京都の伝統野菜を利用した新機能性食品の開発

新規有用微生物の探索に関する研究（ ）

情報・デザイン分野

画像処理による繊維付着汚れの鮮明化装置の開発

統合医療を支援するためのデザインとシステムの調査研究（ ）

次世代 HD ディスクの制作に関する研究（ ）

委託研究

湿潤環境に暴露されるマグネシウム合金構造体における疲労強度への影響

1.5.4. 産学公連携等の推進

産学公連携等のコーディネート機能を強化し、企業、大学等の技術連携、共同研究などを推進し、新技術・新製品の創造を通じた新産業の育成を図っている。

各種研究会・セミナー

地域の大学や研究機関と中小企業の出会いの場を提案し、ネットワークを構築することを目指して、基盤技術開発セミナー、食品・バイオ技術研究会、マイクロ・ナノ融合加工技術研究会、けいはんな技術交流会など、各種研究会・セミナーを開催

産学公連携等による技術開発支援

企業の新製品・新技術開発を目的とした競争的資金の産学公連携のコーディネートを支援し、独立行政法人科学技術振興機構（JST）等の公募事業への応募・共同研究を推進

1.5.5. 情報発信

ホームページ・メールマガジン・情報誌の3つの広報媒体を活用して、顧客視点で迅速・柔軟かつ効果的な産業情報を提供している。

また、中小企業が抱えている技術的諸問題の解決に向けて中技センで実施した研究調査成果をとりまとめ発行するとともに、研究発表会を実施している。

中小企業サポート情報等の一体的な発信・提供

中小企業へのサポート情報を、財団法人京都産業21と連携を図りながら、ホームページ・メールマガジン・情報誌の3つの広報媒体の即時性・総合性を活かして積極的に提供し、府内中小企業の発展に貢献

「京都府中小企業技術センター技報」の発行

中小企業が抱えている技術的諸問題の解決に向けて、中技センで実施した研究の成果をとりまとめ発行するとともに、講習会等を通じて広く普及を図る

研究発表会

府内事業者を対象に中技センの研究発表会を開催し、成果・事例紹介を行う

1.5.6.時代に即した産業技術の振興

経済不況により経営が圧迫されているものづくり中小企業の活力向上のため、支援体制を強化し、技術力向上の取り組みを支援している。

また、中小企業の国際競争力強化を支援するため、国際的化学品規制や EMC 規制等への対応、企業の環境への取り組みや産業デザインをビジネスにつなげるための対応、省エネ等地球温暖化対策への取り組み等を支援している。

更に、地域特性に応じた支援を実施していくため、中技センの技術支援機能を活かした北部拠点の整備等を行うなど、府内地域産業の活性化を図っている。

時代に即した国等の施策を活用した支援

中小企業の技術支援

厳しい経営環境下にある中小企業の経営安定等を図るため、オール京都体制の中小企業サポートチームや技術力向上支援チームに参画し、企業の課題に応じたきめ細かな技術支援を実施

基盤技術の高度化支援、地域資源の活用、農商工連携、地域イノベーションの創出等

中小企業のものづくり基盤技術の高度化や地域資源を活用した新商品・新サービスの開発や農商工連携等の取り組みを推進。また、国や他の公設試験研究機関、大学等と連携し、研究開発資源の有効活用等による地域イノベーション創出の取り組みを推進

中小企業応援条例に基づく支援、知的財産活用推進事業等

平成19年度に制定された「京都府中小企業応援条例」等に基づき、試作や環境、健康等の高い成長が見込まれる新産業分野に中小企業が進出するための技術面からの支援を行うとともに、知的財産権やノウハウ、人材、技術力など目に見えない企業の強みである知的財産経営（知恵の経営）を推進

京都産業の新事業展開

「京都府中小企業応援条例」に基づき、ケータイ・試作産業・統合医療（東洋・西洋医療の融合）・環境関連産業の育成、中小企業の第二創業や創造的中小企業の育成等、ものづくり産業の新たな展開を技術面から支援

企業の国際競争力強化支援

環境創造型企業支援

欧州有害化学物質規制（RoHS 指令、WEEE 指令）等の国際的化学品規制への対応、ISO14001等環境管理規格への対応、企業の環境への取り組みをビジネスにつなげるための対応、省エネ等地球温暖化対策への取り組みを支援するため、セミナー・講習会の開催による情報提供やインターネットによる相談、技術的支援を行う

電磁環境適合性（EMC）国際的化学品規制対応支援

電気・電子機器関連業界では、欧州、米国を始め、中国、韓国など全世界で実施されている EMC（電磁環境適合性）規制や国内での規制をクリアしないと国内外で製品を販売出来ない状態にある。そこで、校正（標準化）した計測機器と電波暗室を提供して関連業界が各種規制を効率的にクリアできるよう支援

現地対応型 EMC 対策支援

電気・電子機器関連業界における EMC 対策技術の向上を図るため、中技セン職員が企業の現場に赴き、実際にその企業の製品群を取り上げて、開発責任者を含めた社内一体となった形で踏み込んだ EMC 対策の支援

企業のエコ化対応の強化

省エネ等地球温暖化対策への取り組み支援や環境分野において京都の産学公を結集する「京都産業エコ推進機構」と連携した原材料有効活用モデルシステム開発支援など、中小企業のエコ化対応への技術的支援

産業デザインの振興

戦略的デザインの導入および活用の支援

企業がより一層の高付加価値化や差別化を図り競争力を高めるために、明確な経営理念のもとに会社自体を、そして各商品やサービスなどを有形無形の資産として創造し活用する「戦略的デザイン」の導入・活用を支援

企業とデザイナーのマッチング支援

中小企業等において商品企画やデザインを検討する場合、どのように、どこのデザイナーに相談すればいいのか、

費用はどれくらいかかるのか等がわからず、活用できていないのが現状である。そこで、デザイナーと企業が出会える場を提供することによって、デザインマッチングを推進するためにデザインワークの展示発表を行う

個別デザイン課題解決のための研究・開発プロジェクトの実施と成果公開

商工業全般にわたる企業や業界、各種団体が抱えているさまざまなデザイン課題の中からデザイン開発のケーススタディとして適切なものをテーマとして取り上げ、産業デザイン手法を活用した課題の具体的な解決の事例としてとりまとめ、広く普及を図ることにより産業デザインの活用を推進

情報化の支援

中小企業の情報化を支援するために、社団法人京都府情報産業協会等の関連団体と連携し、業務効率化等に関する最新技術・動向に関する講演会やセミナーを開催し情報化の促進を図る

地域産業の活性化

北部地域のものづくり産業振興

綾部市と共同で設置した「北部産業技術支援センター・綾部」の更なる取り組みを拡充するとともに、府北部地域の地場ものづくり産業の一層の成長と次世代の産業振興を進めるため、「丹後・知恵のものづくりパーク」とも連携し、地域の企業のニーズに即した技術高度化・研究開発や人材育成等を支援

けいはんな地域における大学・研究機関と企業との連携推進

学研都市に立地する大学・研究機関の技術シーズと府内企業のニーズの出会いの場を提供し、研究者・技術者の連携促進およびネットワーク形成を図るための交流会（けいはんな技術交流会、同志社大学・けいはんな産学交流会）を開催

事業化の可能性の高い有望テーマを発掘し、具体化に向けた調査・研究・開発等を支援

技術改善、新技術の開発等企業が抱えている技術課題を解決するため、本所や学研都市の研究・支援機関との連携を支援

1.6. 収支の状況

最近5年間の収支状況の推移は、以下のとおりである（人件費を除く）。

【表1.6】収支状況の推移

（単位：千円）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
【収入】					
使用料及び手数料	75	69	69	181	810
財産収入	6,485	11,193	14,728	14,070	15,408
雑収入	42	354	290	201	168
収入合計	6,602	11,617	15,086	14,452	16,386
【支出】					
報酬	4,440	2,400	2,400	11,339	7,516
共済費	87	12	264	1,458	542
賃金	511	0	1,640	3,268	3,213
報償費	4,466	2,339	2,206	3,538	3,271
旅費	6,393	4,899	7,182	6,395	4,425
需用費	133,547	125,535	128,090	136,618	126,847
役務費	6,965	6,639	9,273	8,354	6,329
委託料	88,253	89,504	87,948	90,044	94,458
使用料及び賃借料	15,325	12,763	13,868	13,798	12,659
原材料費	34	497	0	0	73
備品購入費	65,299	59,370	228,062	274,418	37,158
負担金、補助及び交付金	572	327	543	440	330
公課費	47	9	9	47	9
支出合計	325,938	304,294	481,485	549,718	296,828

2 収入事務

2.1. 依頼試験・機器貸付の状況

中小企業等から依頼を受けて、材料、部品、製品等を預かり、精度や品質等について CNC 三次元座標測定機、電磁波測定システム、ICP 発光分光分析装置、蛍光 X 線分析装置等を用いて高精度な測定、高度な試験、精密な分析を実施するとともに技術アドバイスをを行い、高精度化、高品質化技術等に必要な支援を実施している。

中技センが企業からの依頼により行った試験、分析および測定は以下のとおりとなっている。

【表2.1】依頼試験の状況推移

(単位：項目数)

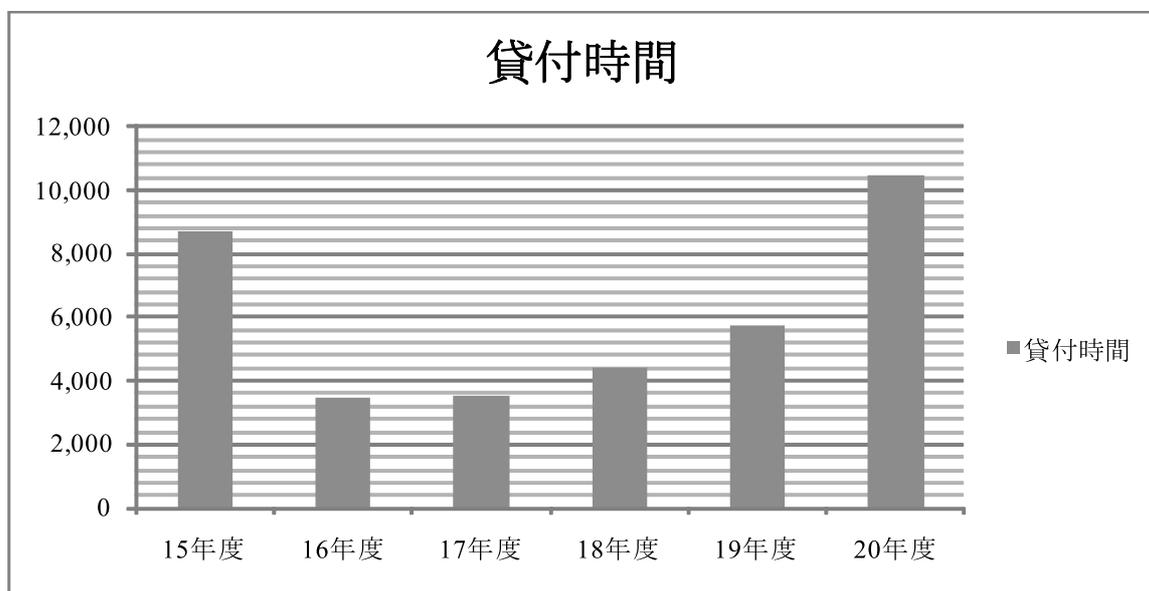
項目	分析					材料試験					精密測定	電気試験	環境試験	その他の試験及び測定	合計
	化学分析	分光分析	X線分析	表面分析	クロマト分析及びその他の分析	強度試験	硬度試験	金属組織試験	電子顕微鏡	非破壊試験及びその他の試験					
15	100	276	197	169	79	334	34	48	40	38	326	656	486	115	2,898
16	60	218	257	328	91	220	62	123	97	30	301	948	425	253	3,413
17	161	393	738	220	179	320	102	93	55	27	344	1,071	889	311	4,903
18	113	393	789	252	126	243	74	47	89	101	164	1,064	2,754	285	6,494
19	129	547	845	348	79	91	74	30	161	26	816	1,017	1,435	256	5,854
20	138	442	632	348	67	137	84	97	60	57	700	908	1,242	90	5,002

中小企業における新素材の利用、新しい加工技術による品質改善や研究開発を促進するため、高度な設備も含めて貸付制度により試験研究用機器を開放している。

利用については、小型超低温恒温槽、冷熱衝撃試験機、温湿度サイクル試験装置、マイクロ X 線光電子分析装置、走査電子顕微鏡、オージェ電子分光分析装置、凍結乾燥機の利用が多い傾向にあるとのことである。

機器貸付状況は以下のとおりである。

【図2.2】機器貸付状況



センターにおける機器貸付・依頼試験制度の利用企業の承認フローは、以下のとおりである。

機器貸付の場合

1. 依頼企業者と中技センの事前打合わせ
機器の利用状況を確認し、利用期間を決定する。
2. 申込書の提出
センター内部決裁（企業情報システム入力）
3. 承諾書の交付
4. 貸付料の支払
5. 機器の利用

依頼試験の場合

1. 事前打合わせ
2. 試験分析依頼書の作成
3. 依頼書の提出（申込） 京都府収入証紙を貼付
4. 試験測定の実施
5. 結果報告

上記、事務手続フローが、適切に実施されているか平成20年度の申込案件からサンプリング抽出を行い書類の照合を行った。その結果、サンプリングした全ての案件の申込書や承諾書、依頼試験について試験結果（成績書）は整備されており問題となる事項はなかった。また手数料も正しく徴収されていた。中技センは適切な事務を行っていた、と認められる。

2.2.手数料について

依頼試験の手数料および機器貸付料の金額は平成4年4月に定められたものである（京都府手数料徴収条例施行規則（平成12年3月30日 京都府規則第3号）、京都府中小企業技術センター機械器具貸付規則（昭和40年3月31日京都府規則第7号））。

中技センでは、平成4年4月1日以降に追加になった依頼試験および機器貸付に関しては、「京都府中小企業技術センターにおける手数料徴収条例施行規則に基づく依頼試験等手数料及び機械器具貸付規則に基づく貸付料の算出方法」（昭和57年4月20日施行、平成19年1月1日最終改訂）に基づき、以下のように手数料等を定めている。

（京都府中小企業技術センターにおける手数料徴収条例施行規則に基づく依頼試験等手数料等および機械器具貸付規則に基づく貸付料の算出方法より抜粋）

- 1 手数料の算出に当たっては、様式1により、当該試験・分析・測定・受託加工に必要とする光熱水費、機器償却費、機器補修費、消耗品費・原材料費、その他の費用の積算を基礎として行う。
- 2 貸付料の算出に当たっては、様式2により1項の手数料算出方法に準じて行い、様式1の経費項目から消耗品費・原材料費を除外する（ただし、機器貸付利用者が購入困難な場合は除外しない）。
- 3 各経費の算出基礎は別表1、別表2によって求めることとし、耐用年数、年間使用時間、光熱水費の単価、機器償却費、機器補修費、その他の費用は次のとおりとする。

耐用年数

減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）により定める。

試験測定器	4年
技術情報関係機器	5年
工作機・加工機類	7年
その他	4年

年間使用時間

機器稼働可能時間は「52週×40時間 - 19日×8時間 = 1,928時間」とする。

光熱水費の単価

手数料等を定めようとする日を基準にして、その前年度過去1年間に当センターが使用した電気代、上下水道代、ガス代により各単価を算出する。

機器償却費

年間機器償却費は、購入価格を耐用年数で割った値とする。

{ 単位時間当たりの償却費：年間機器償却費 ÷ 年間使用時間 }

機器補修費

機器補修費は、機器修理費と保守管理費とで構成する。

ア 機器修理費は、購入価格の10%とする。

イ 保守管理費は、通常必要となる年間の保守管理委託の額とする。

{ 単位時間当たりの修理費 : (ア + イ) ÷ 年間使用時間 }

その他の費用

機器の性質上、特別に必要となる経費については、これを算入することができる。

(以下省略)

この算出方法を見ると、依頼試験手数料および機器貸付料は、光熱水費、機械償却代やその修理代金および消耗品等のその他の経費を元に算出されている。機器貸付に関しては、一定時間利用企業に機器の使用を認める事業のためこの算出方法でも問題はないと考えられる。

一方、依頼試験については、その主目的は機器の使用ではなく、高精度な測定、高度な試験、精密な分析を実施するとともに技術アドバイスをを行うことにある。依頼試験の趣旨から光熱水費や機器償却代金等の他にも中技センの技術職員の人件費がそのコストの中心となる。にもかかわらず、「京都府中小企業技術センターにおける手数料徴収条例施行規則に基づく依頼試験等手数料および機械器具貸付規則に基づく貸付料の算出方法」において人件費を依頼試験手数料の算定項目とはされていない。

人件費を手数料の計算過程に織り込んでいない理由は、「中技センは公設試験研究機関であり、中小企業を支援する趣旨から負担を軽減するため、現在算定項目に含めていない」との回答であったが、人件費を中技センが負担するかどうかの議論と手数料の計算過程に人件費を織り込んでいないという議論は別であり、検討が必要と考えられる。

まず、依頼試験を行うためにいくらの人件費を負担しているのかの管理を行う必要がある。次に、中技センが負担する人件費が許容される範囲かどうかを検討する必要がある。その検討の結果許容されるというプロセスを経たものであるのならば、人件費を中技センが負担することに合理性があるといえよう。

利用企業も企業自身で行った試験データや分析では客観性に欠けるために、公的機関である中技センに試験依頼を行うことは、その職員の分析技術に価値を見出しているといえる。従って手数料算出方法に人件費の項目を追加する必要があると思われる。

ただし、手数料の計算方法の見直しを実施すれば事実上手数料の値上となる可能性が高い。足もとの経済環境を勘案すると、現状において手数料の改定はなじまない側面もある。これに対応するためには、条例・規則を改正するとともに減免等の特例措置を新たに設ける必要があるが、手数料の計算方法は改定し、手数料の上昇分は特例で減じるというプロセスを経て経済環境に対応していくというやり方が論理的であり、現実との整合性も確保されることが考えられる。

3 支出事務

3.1. 委託契約事務の推移

中技センにおける委託契約事務の過去3年間の推移は、以下のとおりである。

【表3.1】中技センにおける委託契約事務の推移

(金額単位：円)

番号	事業の名称	委託先 符号	18年度	19年度	20年度	契約 方法	左の 理由	予定と 契約	本見積書 への流用	見積書 の数	左の 理由
1	機器保守管理	AA	1,890,000	1,890,000	1,890,000	随意	※2	同額	あり	1	※4
2	機器保守管理	AB	1,575,000	1,575,000	1,575,000	随意	※2	同額	あり	1	※4
3	機器保守管理	AC	1,281,000	1,281,000	1,281,000	随意	※2	同額	あり	1	※4
4	機器保守管理	AD	1,968,750	1,968,750	1,968,750	随意	※2	同額	あり	1	※4
5	機器保守管理	AE	1,682,667	3,391,542	3,915,282	随意	※2	同額	あり	1	※4
6	機器保守管理	AE	2,785,650			随意	※2	×	なし	1	※4
7	機器保守管理	AF	1,058,400	1,058,400	1,069,236	随意	※2	同額	あり	1	※4
8	機器保守管理	AF	1,764,000			随意	※2	同額	あり	1	※4
9	機器保守管理	AG	1,647,131	1,266,464	1,177,293	随意	※2	同額	あり	1	※4
10	機器保守管理	AH		552,720	829,500	随意	※1	同額	あり	1	※4
11	機器保守管理	AC		2,100,000	2,100,000	随意	※2	同額	あり	1	※4
12	機器保守管理	AI	359,100	359,100		随意	※1	同額	あり	1	※4
13	機器保守管理	AJ	349,125	349,125	349,125	随意	※1	同額	あり	1	※4
14	機器保守管理	AK	678,300	678,300	678,300	随意	※1	同額	あり	1	※4
15	機器保守管理	AL	312,690	312,690	312,690	随意	※1	同額	あり	1	※4
16	機器保守管理	AM			451,563	随意	※1	同額	あり	1	※5
17	機器保守管理	AM			381,202	随意	※1	同額	あり	1	※5
18	機器保守管理	AN			333,931	随意	※1	同額	あり	1	※5
19	機器保守管理	AO			388,500	随意	※1	同額	あり	1	※5
20	機器保守管理	AP			483,000	随意	※1	同額	あり	1	※5

21	機器保守管理	AQ			462,000	随意	※1	同額	あり	1	※5
22	機器保守管理	AR			603,750	随意	※1	×	なし	3	
23	機器保守管理	AR			703,500	随意	※1	×	なし	3	
24	機器保守管理	AS			314,160	随意	※1	同額	あり	1	※5
25	機器保守管理	AT			944,580	随意	※1	同額	あり	1	※4
26	機器保守管理	AC			1,134,000	随意	※2	同額	あり	1	※4
27	機器保守管理	AE	206,850			随意	※1	同額	あり	1	※4
28	機器保守管理	AE	561,015			随意	※1	同額	あり	1	※4
29	機器保守管理	AR			138,831	随意	※1	同額	あり	1	※5
30	機器保守管理	AU			168,000	随意	※1	同額	あり	1	※5
31	機器保守管理	AV			81,900	随意	※1	同額	あり	1	※5
32	機器保守管理	AW			71,400	随意	※1	同額	あり	1	※5
33	庁舎保守管理	AX	47,095,104	47,095,104	47,095,104	随意	※2	同額	あり	1	※4
34	庁舎保守管理	AY	5,533,500	5,533,500	5,533,500	随意	※2	同額	あり	1	※3
35	庁舎保守管理	AZ	3,528,000	3,517,500	3,517,500	随意	※2	同額	あり	1	※3
36	庁舎保守管理	AZ	1,837,500	2,756,250	1,995,000	随意	※2	同額	あり	1	※3
37	庁舎保守管理	BA	1,738,800	1,738,800	1,738,800	随意	※2	同額	あり	1	※4
38	庁舎保守管理	BB	1,548,750	1,548,750	1,548,750	随意	※2	同額	あり	1	※3
39	庁舎保守管理	BC	2,583,000			指名 競争	-	-	-	-	
40	庁舎保守管理	BD		2,442,624	2,520,000	指名 競争	-	-	-	-	
41	庁舎保守管理	BE		754,250	695,000	随意	※1	×	なし	3	-
42	庁舎保守管理	AY	299,250	299,250	303,450	随意	※1	同額	あり	1	※5
43	庁舎保守管理	BF	745,500	745,500	745,500	随意	※1	同額	あり	1	※4
44	庁舎保守管理	BG	538,650	538,650	538,650	随意	※1	同額	あり	1	※3
45	庁舎保守管理	BH	494,235	494,235	494,235	随意	※1	同額	あり	1	※5

46	庁舎保守管理	BI	187,950			随意	※1	同額	あり	1	※5
47	庁舎保守管理	BJ	227,430	227,430	227,430	随意	※1	同額	あり	1	※5
48	庁舎保守管理	BK	162,288	187,866	158,760	随意	※1	同額	あり	1	※5
49	庁舎保守管理	BL		108,150		随意	※1	×	なし	1	※5
50	庁舎保守管理	BK		17,640	62,622	随意	※1	同額	あり	1	※5
51	庁舎保守管理	BD			114,450	随意	※1	同額	あり	1	※5
52	庁舎保守管理	BM			189,000	随意	※1	同額	あり	1	※5
53	庁舎保守管理	BM			294,000	随意	※1	同額	あり	1	※5
54	機器校正	BN	300,300	300,300	300,300	随意	※1	同額	あり	1	※5
55	機器校正	BO	328,650	318,150	259,350	随意	※1	同額	あり	1	※5
56	機器校正	BP	135,450	135,450		随意	※1	同額	あり	1	※5
57	機器校正	BQ	158,415	158,415	135,643	随意	※1	同額	あり	1	※5
58	機器校正	BR	66,885	66,885	66,885	随意	※1	同額	あり	1	※5
59	機器校正	BS	262,500	262,500	201,600	随意	※1	同額	あり	1	※5
60	機器校正	BS	39,900	39,900	39,900	随意	※1	同額	あり	1	※5
61	機器校正	BR	634,200	634,200	634,200	随意	※1	同額	あり	1	※4
62	研究・分析	BT	437,000			随意	※1	同額	あり	0	—
63	研究・分析	BU		437,000		随意	※1	同額	あり	0	—
64	研究・分析	BV		132,300		随意	※1	同額	あり	1	※5
65	研究・分析	BW			437,000	随意	※1	同額	あり	0	—
66	研究・分析	BX			63,000	随意	※1	同額	あり	1	※5
67	研究・分析	BY			243,600	随意	※1	同額	あり	1	※5
68	試作委託	BZ	945,000			随意	※1	同額	あり	1	※4
69	試作委託	CA		647,640		随意	※1	同額	あり	1	※4
70	試作委託	CB		210,000		随意	※1	同額	あり	1	※5
71	運営委託	CC		532,665		随意	※1	同額	あり	2	—
72	運営委託	CD		346,500		随意	※1	同額	あり	1	※5

73	運営委託	CE		497,700		随意	※1	同額	あり	1	※5
74	運営委託	CF		29,400	20,737	随意	※1	同額	あり	1	※5
75	運営委託	CF		27,980	27,960	随意	※1	同額	あり	1	※5
76	運営委託	CF		27,980	27,960	随意	※1	同額	あり	1	※5
77	運営委託	CG		24,480		随意	※1	同額	あり	1	※5
78	運営委託	CF		20,737	20,737	随意	※1	同額	あり	1	※5
79	運営委託	CH		17,938		随意	※1	同額	あり	1	※5
80	運営委託	CF		27,980	27,960	随意	※1	同額	あり	1	※5
81	運営委託	CI		47,185	47,185	随意	※1	同額	あり	1	※5
82	運営委託	CI		47,185		随意	※1	同額	あり	1	※5
83	運営委託	CF		23,340	23,340	随意	※1	同額	あり	1	※5
84	運営委託	CI		47,185		随意	※1	同額	あり	1	※5
85	運営委託	AC		172,560	167,700	随意	※1	同額	あり	1	※5
86	運営委託	CJ		21,857		随意	※1	同額	あり	1	※5
87	運営委託	CK			31,385	随意	※1	同額	あり	1	※5
88	運営委託	CL			20,097	随意	※1	同額	あり	1	※5
89	運営委託	CM			24,540	随意	※1	同額	あり	1	※5
90	運営委託	CF			27,960	随意	※1	同額	あり	1	※5
91	運営委託	CN			31,084	随意	※1	同額	あり	1	※5
合計			87,947,935	90,044,002	94,458,367						

- 1 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号
- 2 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 3 京都府会計規則第163条第1項第2号
- 4 京都府会計規則第163条第1項第3号
- 5 京都府会計規則第163条第2項

表中、見積書の数が0のものが3件あるが、これらは特定の国立大学法人への委託研究事業の予算計上のためとのことである。

3.2. 随意契約の方法を採用した委託契約について

平成20年度における中技センの委託契約事務全68件のうち、指名競争入札の方法によっていたものは、庁舎保守管理契約（表中40番の庁舎の清掃等業務）の1件のみであり、他の67件はすべて随意契約の方法によっていた。

随意契約の方法によっていた契約について、その根拠とした条文は上表【表3.1】に個別に示したが、これを条文別に集計したものが、以下の表である。

【表3.2】随意契約の方法を採用した根拠条文別件数一覧表

条文	件数	割合
※1	52	77.6%
※2	15	22.4%
合計	67	100.0%

1 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号

「売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同法下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。」

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」

随意契約について地方自治法には、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」（地方自治法第234条第1項）とあり、さらに「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」（同法第234条第2項）と限定している。その具体的な限定条件について、地方自治法施行令には、「地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。（以下略）」（地方自治法施行令第167条の2）と規定されており、さらに、京都府会計規則にも、「契約担当者は令第167条の2第1項第2号から第9号までの規定による場合のほか、次に掲げる契約をするときは、随意契約によることができる。（以下略）」（京都府会計規則第161条の2第1項）と規定されている。

これを踏まえ、随意契約の方法によった理由ごとにその適用が適正であったかを検討する。まず、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を理由にしたものについては、【表3.1】に記載のとおり、それぞれ金額要件を充たしており、問題は発見されなかった。なお、一連の契約を分割することにより、金額要件をクリアしたように見せかけて、随意契約を適用したものは見受けられなかった。

次に、同施行令第167条の2第1項第2号を理由にしたものについては、個別に検討した結果、次のような問題点が発見された。以下、契約の種類ごとに述べる。

まず、機器保守管理契約については、中技センは「いずれも特殊・精密な機器等の保守管理であるため、その機器のメーカー等又は販売業者（代理店）、もしくはシステムを開発した業者以外では対応が困難であるから」等の理由により、随意契約の方法によったと説明する。

確かに、中技センの多くの機器保守管理は、特殊精密機器という性質上、その機器を購入したメーカーまたはその代理店に委託した方が、計測値やデータの正確性が高度に担保されるというメリットはあるだろう。しかし、地方自治法が公正性、透明性および経済性を確保するため、原則として競争入札によることとしている趣旨に照らすと、経済性のデメリットも重視されるべきものと考えられる。この例外規定を適用して随意契約の方法によることとした場合においても、その経済性のデメリットをできる限り少なくするために、相見積りを取り、その積算資料の分析により適正な予定価格を設定し、業者との交渉に厳しくあたることが求められるのではないだろうか。これについては、後の「3.4.複数見積書の徴取」においても述べているところである。

次に、庁舎保守管理業務については、建物総合管理、空調管理、エレベーターの保守管理などがある。これらについての具体的な理由は、「庁舎の設備を施工または製造した業者で、技術力、経験、ノウハウを有しており、他の業者では対応が困難であるから」等というものであった。しかし、たとえば、空調用フィルターの取替契約は、その設備をした業者に限られるということはなく、すべての国内メーカーに対応する独立系の業者も存在するのだから、理由としては不十分である。

さらに、このうち、特に金額の大きなものとして、建物総合管理契約（【表3.1】中33番）を取り上げて検討する。

中技センはこの契約について、「中技センの建物は、あたかも一棟のマンションのように、管理契約の相手方が、京都市サーチパークの東地区に立地する各建物を一括管理するシステムを構築、所有し、中技センはこれに対して管理料を支払うというものである。これは、同地に立地する各施設がそれぞれ自前の管理を個別に行うことによる施設・設備、

業務、人員、経費等の重複を避け、集中的一体的管理により、管理の完全性及び費用の経済性を追求したものである」と説明する。

確かに、集中的一体的管理は合理的な管理のようではあるが、その金額はあくまで京都市リサーチパーク側が設定したものであり、その金額に合理性があるかどうかの検討が欠けている。毎年の契約更新にあたり、相見積り等や、その積算資料の分析により適正な価格を調査し、これを契約金額交渉の武器として、厳しく交渉するべきではないだろうか。確かに、この契約には複雑な条件があり、その精緻な分析は困難であろう。しかし、このような場合でも、ある程度適正な価格の範囲を絞ったうえで、一般的な企業間取引価格の下落を勧告するなど、多方面から工夫をするべきである。契約金額交渉の武器は一つでも多い方がよいことは言うまでもない。なお、過去の金額の推移をみると、数年に一度、交渉により金額の値下げはあったが、そもそもその値下げ後の契約金額が妥当なものかどうかについて判断できる資料を持たない状態で、有効な交渉ができていたのかどうか疑問である。さらに言うならば、そもそもこの契約は、この場所に所在を置く以上、ほとんど選択肢がなく、半ば強制的に契約させられるという性格を持っているものようである。そうであるならば、まず、中技センをこの場所に置くことを決定する際に、この建物総合管理契約を考慮に入れたうえでされるべきはなかったらうか。京都の中心に中技センを置く意義等は充分尊重されるべきだが、それと比較考量すべき経済的要素が過小ではなかったか、心配が残る。

以上の契約に共通する事項として、そもそも当初の機器の購入契約等の際には、後の保守管理契約まで考慮に入れて、選定することが必要なのではないだろうか。つまり、購入契約とその後の一定期間の保守契約とを一体として競争入札にかけるといった選定方法である。

ここで、法令について検討する。まず、年度を超える契約について、「普通地方公共団体は、第二百十四条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガスもしくは水の供給もしくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない」（地方自治法第234条の3）と規定されている。

これを受けて、「地方自治法第二百三十四条の三に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。」（地方自治法施行令第167条の17）とその範囲が規定されている。

さらに、「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。（中略）(2)庁舎（これに付随する機械設備等を含む。）の保守管理業務の委託に関する契約(3)前2号に掲げるもののほか、次に掲げる契約であつて規則で定めるもの（中略）イ役務の提供を受ける契約で、年間を通じて当該役務の提供を受けるもの」（長期継続契約の対象を定める条例）と規定されている。

そして、これを受けて、「長期継続契約の対象を定める条例（平成17年京都府条例第15号）第3号に規定する規則で定める契約は、次に掲げるものとする。（中略）(4)事務用機器又は業務用機器の保守管理業務の委託に関する契約(5)電子計算機処理に係るプログラムの保守管理業務又は情報処理業務の委託に関する契約(6)学校、府営住宅その他の府が管理する施設（これに付随する機械設備等を含む。）の保守管理業務の委託に関する契約（以下略）」（京都府会計規則第135条の2）と規定されている。

この点、府の入札担当課の見解は、「業務を購入と保守で分割することが可能である購入・保守一括契約については、債務負担行為の対象としていない」等により、適用上問題があるとするものである。確かに、上記法令上、「物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約」とされているので、間違いはないところである。

しかし、これまでに何度か述べてきたように、中技センでは、機器の購入、システムの開発、建物の建設といった契約に絡んだ業者が、ほとんどの場合、その後の機器の保守管理、システムの保守、建物の総合管理といった契約についても、競争もなく半ば自動的に締結に至っている。そこに、運用面、人材の効率的配置の面等の府にとってのメリットがあることは、中技センが繰り返し主張しているように、そのとおりであろう。しかし、経済性、公正性、透明性が担保されなければ法令の趣旨を没却しているものとの批判を浴びても仕方のないところではないだろうか。この両面を担保するには、「購入・保守一括契約」が有効な手段であることは府の入札担当課と意見が一致するところである。ぜひとも、府全体でこれを推し進める必要があると考える。せめてそれまでは、適正な価格を相見積りおよびその積算資料の分析により把握し、厳しく交渉に当たることが最低限、求められるのではないだろうか。

また、この方法を採用しないにしても、設備投資時に設備設置後のメンテナンス費用が考慮されることなく、設備投資時に最も有利な価格を提示した業者が落札している事情を想定すると、当該メンテナンス業務に技術的、法的および経済的な理由等があつて随意契約が最善の方法である場合を除いて、特段の事情がない限り契約に関する法令に従い、原則を競争入札とし例外を随意契約とする方法を採用すべきであることは疑いない。

3.3. 予定価格と契約価格の一致

平成20年度における中技センの委託契約事務で随意契約の方法によつたもののうち、予定価格と契約価格が一致したものは95.5%（随意契約全67件中64件）であつた。なお、67件のうちには、会計規則上、見積書を徴取する必要のない

50万円未満の契約が40件含まれている。なぜこのような結果となっているのかについて検討した。検討の結果、予定価格調書の作成の際に特定の業者から参考見積書を徴取した後、正式な見積書を徴取することなく、業者との口頭のやり取りで、参考見積書の金額に変更がないかを確認したうえで、本見積書とする旨を伝え、流用している事実が明らかになった。中技センの説明によれば、会計規則質疑応答集により認められた方法とのことである。以下、その抜粋である。

【問】支出負担行為の協議を行う場合に、その参考とするために見積書を徴してよいか。また、この取扱いとした場合は、支出負担行為の協議後必ず別に本見積書を徴取しなければならないか。

【答】支出負担行為の協議の前段階での見積書の徴取は、いわゆる参考見積に当たるものであり、何ら差支えない。また、この参考見積書を、支出負担行為の協議後、本見積書とすることは次の2つの要件を満たす場合限り行うこととする。

- (1) 参考見積書の提出時期と、本見積書として採用、契約する時期が離れていない(見積書の有効期限の範囲内で、かつ、概ね1箇月以内)こと。
- (2) 契約しようとする相手業者(見積書の徴取業者)の一つに当該業者があり、当該業者が同一の見積りとするを明示したとき。この明示方法は、口頭による確認で差し支えないが、当該参考見積書に「この参考見積書を見積書することを相手方から 月 日確認済み」と記し、担当者が押印しておくこと。

確かにこの質疑応答集にこのような記載はあるが、「相手業者の一つ」という書き方から見えるように、これは複数業者からの合見積りを想定しての取り扱いではないだろうか。上でも述べたとおり、中技センではそもそも見積書を徴取する相手がほとんど1人なのである。そのような場合にまで、口頭による確認で済ませることが適切といえるであろうか。そして、口頭で、参考見積書を、その金額に変更がないかを確認したうえで、正式な見積書としてもよいかと確認された業者の側からすれば、競争相手もなく契約に至るであろうことが簡単に想像でき、それ以上の値引きを行おうとは考えないであろう。基本的な順序は、まず予定価格を定めたのち、正式な見積書を徴取するというものである。中技センのように、事実上相見積りをとっていないような場合は、質疑応答集の文言に頼って事務の効率性を追求するよりも、細心の注意を払って、基本とおりの順序に従う方が望ましいものと考えられる。

なお、予定価格については次のとおり規定されている。まず、「随意契約によろうとするときは、第145条および第146条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、予定価格調書の作成を省略することができる。(以下略)。(京都府会計規則第162条)と規定されており、さらに「契約担当者は、競争入札に付する事項の価格を予定し、予定価格調書を作成しなければならない。」(同規則第145条)と、予定価格調書の作成を義務付けている。具体的には「予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。」(同規則第146条第1項) および「予定価格を定める場合は、契約の目的となる物又は役務等について、当該物又は役務等の取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短等を考慮しなければならない。ただし、法令の規定により価格に制限のあるものについては、その制限の範囲内でなければならない。」(同規則第146条第2項)と規定されている。

したがって、予定価格については、積算による場合は正確な積み上げが必要であり、また専門的なものや特殊なものについては複数の業者から参考見積書を徴取するなどして適正な時価を把握し、公正妥当な価格を設定することが求められている。中技センの場合には、複数の見積りを徴取しない契約にまで、その業者のみから徴取した参考見積書を見積書としている点で、予定価格に合理性・公正性が担保されていないことになり、京都府会計規則が予定価格の設定手続を定め、実務上の契約の基準として拘束力を定め、実務上の契約の基準として拘束力を持たせている趣旨が疎かにされているのではないだろうか。

3.4. 複数見積書の徴取

平成20年度における中技センの委託契約事務で随意契約の方法によったもののうち、見積書を徴した件数が1件だったものは95.52%(随意契約全67件中63件)であった。そして、その根拠とした条文ごとに集計したところ以下のとおりであった。

【表3.4】見積書を2人以上の者から徴さなかった根拠条文別件数一覧表

条文	件数	割合
※3	5	7.9%
※4	18	28.6%
※5	40	63.5%
合計	63	100.0%

- 3 京都府会計規則第163条第1項第2号
「特定人から見積りを徴することが有利と認められるとき。」
- 4 京都府会計規則第163条第1項第3号
「契約の相手方が特定人に限定されるとき。」
- 5 京都府会計規則第163条第2項
「前項の規定にかかわらず、前条各号のいずれかに該当する場合は、見積書の徴取を省略することができる。」(京都府会計規則第162条「随意契約によろうとするときは、第145条および第146条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、予定価格調書の作成を省略することができる。(1)官公署その他公的団体と契約しようとするとき。(2)法令により価格が定められているとき。(3)価格が表示され、かつ、一定しているとき。(4)前3号に掲げる場合を除くほか、予定価格が50万円未満の契約をしようとする場合で、契約担当者が省略して支障ないと認めるとき。)

なお、規定では、「随意契約によろうとするときは、契約内容その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上の者から見積書（見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む）を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、特定人からの見積りによることができる。（以下略）」(京都府会計規則第163条第1項)とされている（ここで、「なるべく」という文言がふさわしいかどうかについては、後に述べる）。

まず、5の京都府会計規則第163条第2項を理由とするものについては、同規則第162条第1項第4号に規定する「予定価格が50万円未満」という金額要件を満たしているため、規定上問題はない。

次に、3の同規則第163条第1項第2号を理由とするものについては、庁舎の設備を施工または製造した業者との庁舎保守管理契約がある。しかし、中技センは、適正な価格について積算により把握したわけでもなく、適切な価格を調査した資料の保存もなかった。何をもち「有利」と判断しているのであろうか。理解に苦しむところである。これについて、限られた職員数でしかも人事異動による担当者の変更もある事情を考えると、中技セン全体の施設設備や機器の実態を職員が十分に把握することが困難であるという面は理解できる。しかし、概要と図面を示して複数業者から相見積りを徴取すれば、意外に少ない労力で有用なデータが集まる場合もある。法令の趣旨を尊重し、できる範囲でやれることはやっておくべきと考える。

次に、4の同規則第163条第1項第3号を理由とするものについては、機器保守管理契約およびエレベーター等の庁舎保守管理契約がある。これらは「契約の相手方が特定人に限定される」理由を個別具体的に書面で残しておく必要がある。意見聴取を重ねた結果、これらの運用面および安全面でのメリットは明らかになったが、普段から厳しく法令を適用するという意識を持っているなら、必要な事務手続きであると考えられる。

なお、この京都府会計規則第163条第1項には、「なるべく2人以上の者から」という文言が使用されているが、規定としてあいまいで不適当だと考えられる。見積書を徴取して適正な価格を調査することは極めて重要であるし、しかも同項各号で特定人からの見積りによることができる場合について限定しているわけであるから、その適用については、拡大解釈することなく、可能な限り限定的に解釈すべきであろう。

3.5. 特殊勤務手当の支給について

中技センでは、放射線作業および毒劇物取扱作業に従事する職員に、特殊勤務手当を支給している。具体的には、前者はX線回折装置等の機器を使用してX線照射作業に従事したときに、作業1日に付き260円を支給するものであり、平成20年度の実績は、従事職員9名、延べ284日、73,840円であった。また後者は、当中技センに勤務し、化学分析作業に常時従事する職員で、毒物および劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物および劇物を多種類取り扱うものが、当該毒物および劇物を使用する室内作業のうち、人体に有害なガスを吸入し、または皮膚を腐食し、もしくは皮膚を通して人体の機能に障害を与えるおそれのある特に危険な化学分析作業に従事したときに、作業1日につき290円を支給するものである。平成20年度の実績は、従事職員7名、延べ149日、43,210円であった。

これについては、職員の特殊勤務手当に関する条例および職員の特殊勤務手当に関する規則において規定されているとおりの金額であり、規定上問題はなかった。

4 物品管理

4.1. 備品等の現物確認

4.1.1. 本所における物品管理

平成20年度備品等登録表により無作為に抽出しリストアップした13種13品目について実査した結果、1種1品目を除いて抽出したすべての備品につき現物が確認され、添付すべき備品シールが適切に貼付されていた（【表4.1.1-1】京都府中小企業技術中技セン（本所）備品照合リスト）。

なお、現物が確認できなかった1種1品目は、昭和53年に取得した備品であるが、職員にも発見することができなかった。その理由について、「廃棄したものの、登録抹消の手続が欠落していたものと思われる」とのことで、明確な回答は得られなかった。また、現地にて任意に選定した6種6品目につき、備品等登録表への記載の有無を確かめたが、適切に備品等登録表に記載されていた。ただし、このうち4種4品目に貼付されていた備品シールには、平成3年の電算化以前の番号が記載されており、新しい番号への更新ができていなかった。また、複数の物品からなる一式の備品について、本体となる物品にのみシールが貼付され、各物品には貼付されていないものが複数見受けられた。また、京都府物品管理規程第6条第2項に定められている毎年1回以上の現有物品についての点検は行われていなかった。

この不具合について、中技センは、平成3年の物品電算化完成の際において、備品登録表に所在地、規格および備考欄の記述が不十分であったため、備品と台帳との照合が難しくなっている状態にあり、物品の管理が事実上不十分な状態になっていると説明する。そして、物品すべてを照合するには、備品数が多いことから多大な労力を必要とするため、すぐには改善することができず、今年度に自主点検を実施し、一部備品の現物照合を行ったとのことである（【表4.1.1-2】物品現物確認（試験分析機器類、材料試験機類）2009.7点検）。

【表4.1.1-1】中技セン（本所）備品照合リスト

備品コード	取得日	品名	数量	金額(円)	所在地 コード	照合 結果
9100120898	1977.07.03	工作台	1	146,088	000	○
9100343454	1989.09.04	水屋	1	59,894	000	○
9800020266	1999.01.22	光コンポーネントシュミレータ	1	7,875,000	410	○
0710016298	2008.03.28	キャノン SateraMF7330	1	271,278	107	○
9100121007	1981.11.20	大型金属顕微鏡(倒立型)	1	2,200,000	000	○
9100121117	1989.12.15	CNC 三次元座標測定装置	1	97,747,000	000	○
9100121212	1982.11.05	電解膜厚計	1	500,000	000	○
9100121282	1985.04.01	テスター	1	120,000	000	○
9100121412	1986.10.15	ろ過装置	1	244,000	000	○
9100121466	1989.09.08	レーザーカッター	1	2,757,310	000	○
9100121522	1989.09.30	電気掃除機	1	545,900	000	○
9100121620	1987.04.01	陶芸	1	44,000	000	○
9100121566	1978.02.21	黒板	1	54,000	000	×

【表4.1.1- 2】物品現物確認（試験分析機器類、材料試験機類）2009.7点検

品名	部屋名	取得日	取得価格 (円)	結果				点検内容→改善策(案)
				有無	認識 機器形式 な記載	貼付	その他	
摩耗試験機	材料試験室		600,000	有	無	無	A 摩耗試験機は材料試験室に4台あり (ABのいずれか)。現システム移行時に 取得日がわからなかったのではないかと →ラベル貼付。所在地名・備考修正。取 得日そのまま。	
摩耗試験機	材料試験室	H11.11.29	10,864,000	有	有	有	他の分類で、摩耗試験機なし。	
摩耗試験機	材料試験室	H9.4.1	31,500	有	有	有		
摩耗試験機	材料試験室		535,000	有	無	無	B 摩耗試験機は材料試験室に4台あり (ABのいずれか)。現システム移行時に 取得日がわからなかったのではないかと →ラベル貼付。所在地名・備考修正。取 得日そのまま。	
引張り試験機	材料試験室	H1.9.28	13,699,000	有	無	有	→所在地名・備考修正。	
平板載荷試験機	材料物性研究室	H11.2.3	743,925	有	有	無	工業材料試験室のノートパソコン (FMV/BIBLO/NEC926X)と材料物性試 験室のプリンターと一体か？(平成10 年度集積活性化支援補助金) →ラベル貼付。所在地名・備考修正。	
平板載荷試験機	材料物性研究室	H9.12.25	4,095,000	有	有	有	平成9年度集積活性化支援補助金	
衝撃試験機	環境試験室	H18.10.13	8,893,500	有	有	有		
衝撃試験機	材料試験室	H8.9.9	6,560,000	有	有	有		
衝撃試験機	材料試験室	S41.11.30	400,000	有	無	無	→ラベル貼付。所在地名・備考修正。	
衝撃試験機	材料試験室	S58.10.6	1,100,000	有	無	有	→所在地名・備考修正。	